

SHONAI TOWN TOPICS ~しょうないまちのわだい~

2/7 余目第三小学校4年生が
横島ほうき作りに挑戦!



総合的な学習の一環として児童27人が挑戦。横島集落の方々7人が講師となり、基本となるふな結びを手ほどき。オンリーワンのほうきが完成しました。

2/11 お兄さん、お姉さんが優しく
指導 ティーボール教室



屋内多目的運動場で、幼稚園児から小学4年生まで20人が参加。野球やソフトボールを行う中学生から指導してもらいながら、バットで打つ練習などをしました。

2/12 初開催!
かんだら うん米 魚魚まつり!



風車市場で開催し延べ1,500人が来場。寒だら汁販売のほか、マダラ解体ショー、月山鱒つかみ取り、珍魚の展示など体験もできるイベントとなりました。

2/18 テーマは「ひな祭り」フラワー
アレンジメント親子教室



みうら生花店・花蔵の三浦淳志さん(鶴岡市)を講師に、町内産ストックを使い、町内の小中学生とその保護者が挑戦。バランスなどを考えながら制作しました。

★このほかにも、町ホームページの「しょうない写真館」に町の話者を掲載しています。ぜひご覧ください! ➡



広報 しょうない 3月15日号 No.425
【発行】庄内町企画情報課 〒999-7781 山形県東田川郡庄内町余目字町132-1 TEL 0234-42-0157 FAX 0234-42-0893 E-Mail info@town.shonai.yamagata.jp

社会保険の扶養と国民健康保険の医療費節約術

社会保険の扶養

1. 会社などの健康保険の扶養になるためには

国民健康保険は、他の健康保険に加入することができない人のための保険です。会社などの健康保険に加入している方(被保険者)と同居している方は、被扶養者認定の基準を確認しましょう。(右参照)

※認定の基準は一律ではなく生活の実態や実情により総合的に判断されます。会社の担当者に聞いてみましょう。



【被扶養者認定の基準】

- (1)扶養範囲
 - ①配偶者、子、孫および兄弟姉妹、父母、祖父母などの直系尊属
 - ②同居している3親等内の親族(伯叔父母、甥姪とその配偶者など)
- (2)収入要件
 - 年間収入130万円未満(60歳以上または障がい者の場合は、年間収入180万円未満)かつ
 - ①同居の場合:収入が扶養者(被保険者)の収入の半分未満
 - ②別居の場合:収入が扶養者(被保険者)からの仕送り額未満

2. 国民健康保険税と会社などの健康保険料の違い

国民健康保険税は加入者にかかる所得割、人数割、世帯割を算定根拠に世帯主に課税されますが、健康保険料は何人扶養となっても、被保険者の保険料は変わりません。

3. 健康保険の扶養と所得税(町県民税)の扶養

健康保険の扶養と所得税の扶養は一致する必要はありません。健康保険の被扶養者になっても、所得税の扶養について同一の方の被扶養者として申告する必要はありません。

国民健康保険の医療費節約術 ~一人ひとりの適正受診が医療費を節約します!~

| | |
|-------------------------------------|----------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | チェックしてみましょう |
| <input type="checkbox"/> | 病気の早期発見で重症化を防止 |
| <input type="checkbox"/> | かかりつけ医をもつ |
| <input type="checkbox"/> | 時間外受診や休日受診は控える |
| <input type="checkbox"/> | お薬手帳は1冊にまとめる |
| <input type="checkbox"/> | ジェネリック医薬品を利用する |

時間外受診や休日受診をするべきか迷ったときは

山形県救急電話

- 利用時間: 19:00~翌日8:00
- 電話番号: 15歳未満は ☎ #8000
15歳以上 ☎ #8500

■問合せ: 税務町民課国保係 ☎0234-42-0152

清川歴史公園 お食事処御殿茶屋「ひな祭り企画」



【お雛様御前】

- 日程: 3/25(土)、4/1(土)、4/2(日)
- 内容: 御殿茶屋の看板メニュー「手打ちそば」をメインにした「お雛様御前」(お抹茶+和菓子付き)
※各日限定15食
- 費用: 1,500円 ※要事前予約

■問・予約: 清川歴史公園清川関所 ☎0234-25-5885

【琴演奏と御抹茶会】

- 日時: 3/26(日)、3/30(木) 12:00~
- 内容: お雛様を愛でながら、お雛様御前やお抹茶・和菓子をいただき、その後には、琴の生演奏をお楽しみください。※各日限定15食
- 費用: 1,800円 ※要事前予約



新型コロナワクチン接種情報 問合せ: 保健福祉課健康推進係 ☎0234-42-0176

現在、国では来年度の新型コロナウイルスワクチン接種について検討しています。接種内容が決まり次第広報しょうないや町HPでお知らせします。



3年間ありがとうございました。

月の沢温泉
北月山荘総支配人
植木宏美さん

2020年3月、福岡県博多から移住し、月の沢温泉北月山荘の集客誘客を担当する地域おこし協力隊として着任してあっという間の3年間でした。

着任後すぐコロナの影響で北月山荘は営業停止。食事宿泊ができない施設となり途方にくれましたが、そんな中はじめた「砂金採り教室」をきっかけに、雪山トレッキングなど多くのことにチャレンジさせてもらいました。

3年目はコキアで町おこし！北月山荘を約500株のコキアでいっぱいにして誘客を図る活動は、町内、全国へと輪が広がり、

古閑地区伝承の「由右エ門ほうき」の技で、子どもたちが箒作りに挑戦する嬉しい発展にも繋がりました。

北月山荘をPR、3年目にして多くの町民のみなさまと交流ができたのもコキアのおかげで、退任後もコキアを通じて庄内町と関わっていけそうです。

様々なことに挑戦させてもらい応援して下さった町職員、北月山荘スタッフ、地域のみなさん、本当にお世話になりました。ありがとうございました。今後ともよろしくお願いします。



音
楽
つ
て
楽
し
い
♪
↓
音
楽
つ
て
楽
し
い
♪
を
み
な
さ
ま
へ。

音楽協力推進員
飯田陽子さん

2019年6月から庄内町民としてお世話になりました。主な活動としては、あまるめ少女合唱団や幼保・認定こども園、各小中学校、庄内総合高校での歌唱指導や立川小学校での金管バンドの指導支援、福祉関係、集落の自治会、生き粋き歌声の会などで歌を披露させていただきました。また、CM大賞の庄内町作品や観光PR動画での音楽製作を担当のほか、町の事業として戦没者追悼式での献歌、二十歳のつどいでの国歌独唱など、多くの場面で町民のみなさまに音楽を触れてもらう機会を作っていました。

また、コロナ禍となってからはみなさまと安心して音楽を楽しめるよう、「OSOTO de concert」を企画し、町内さまざまな場所でコンサートができたことも思い出に残っています。様々な角度から町を知り、地域の美味しいもの、素敵なモノ、人と出逢えたことは、私の財産となりました。音楽推進協力員として音楽、芸術、文化、教育を通し、明るく笑顔で過ごせるよう励み活動出来たことはみなさまのおかげと心より感謝いたします。ありがとうございました。

地域おこし協力隊

植木宏美さんが2月末で退任。 飯田陽子さんが3月末で退任します。

退任のあいさつ

飯田さんは令和元年6月1日から、植木さんは令和2年3月1日から任期がスタート。それぞれの分野で精力的に活動していただきました。おふたりから協力隊として活動する中で感じたことや、庄内町への思いを伺いました。また、おふたりにゆかりのある方々からメッセージをいただきました。



愛情込めて育てたコキア



砂金採り体験



コキアでほうき作り



庄内町合唱祭2019



オンライン de ニューイヤーコンサート



戦没者追悼式



親子事業で北月山荘へ

余目第一まちづくりセンター事務局員 **高田美香**さん(和光町)

まちづくりセンターでコキアの種を蒔いていたところに、植木さんが訪ねてきたことがきっかけで、北月山荘へ親子事業で植樹に行くことに。参加親子が楽しめたのも、植木さんが私たちの活動に協力してくれたおかげです。北月山荘をたくさんの方に知ってもらいたいという思いがあったのだったと思います。3年間の活動お疲れさまでした。



酒蔵コンサートにて

あまるめ少女合唱団1コース指導者 **佐藤千晶**さん(上朝丸)

飯田陽子さんとのご縁をいただき、音楽を伝えたいという一生懸命な姿、思いに心動かされさまざまな場面で一緒に演奏させていただいたことは、どれも貴重な経験でした。知らないでいた庄内町の魅力に気付かせていただいたこと、温かな人々との出会い、数々の宝石のような音楽との出会いなど……。約4年間本当にありがとうございました。

庄内町
からのお知らせ

国民年金学生納付特例制度

20歳以上の学生は、前年所得が一定額以下の場合、国民年金の保険料の納付を猶予することができます。

- 対象**：学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生
- 申請方法**：学生証の写し、または在学証明書を持参し、役場または立川総合支所で手続きしてください。

☆令和4年度に申請された方で、令和5年度も引き続き在学予定の方には、4月初めにハガキ形式の申請書が日本年金機構から送付されますので、必要事項を記入し返送してください。
☆保険料の納付を希望される場合は年金事務所にご連絡ください。

■**問合せ**：鶴岡年金事務所
☎0235-23-5040、税務町民課町民係☎0234-42-0133

「成年後見制度」を知っていますか？

認知症や障がいにより判断能力が不十分となり、財産管理や契約することなどが困難となった方を保護・支援する制度です。

【法定後見制度】
家庭裁判所に申立てをすることで、成年後見人等が選ばれる制度

【任意後見制度】
将来に備え、後見人になってもらいたい人に、代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度
※詳細は問合せください。

■**問合せ**：保健福祉課高齢者支援係☎0234-43-0490、福祉係☎0234-43-0818

在宅酸素療法者助成
医療機関通院交通費助成

10月分から3月分までの受付を行います。

在宅酸素療法者助成

- 対象**：呼吸器機能障害による身体障害者手帳（1級および2級を除く）を所持し、医師の処方により在宅酸素療法を行っている方
- 提出書類**：支給申請書
※以下は新規の場合のみ必要
登録申請書、使用指示書（医療機関の証明が必要）または使用証明書（機器業者の証明が必要）

医療機関通院交通費助成

- 対象**：次のいずれにも該当する方
①人工透析療法を受けるため、医療機関に交通機関（自家用車を含む。医療機関の送迎車は除く）を利用して通院している方
②本人および同居生計中心者の令和3年分所得税が非課税の方
③生活保護法など他の法令により通院交通費の給付を受けていない方
- 提出書類**：申請書（自家用車の場合は、片道の距離が必要）、医療機関通院報告書（通院先医療機関での証明必要）など

共通事項

- 提出期限**：4/5(水)必着
- 持ち物**：本人確認書類
※前回該当した方にはすでに書類を送付しています。新規で助成を受ける方は、問・提出先であらかじめ書類を受け取り、医療機関か機器業者より証明を受けてください。
- 問・提出先**：保健福祉課福祉係☎0234-42-0146

内容が変わります 障害者社会参加移動支援事業の申請

これまで対象となっていた方も、改めて申請が必要になります。

- 対象**：次のいずれかに該当する方
(1)身体障害者手帳（下肢・体幹・移動・視覚障害の1級～4級、内部障害の1級～3級）を所持する方
(2)療育手帳を所持する方
(3)精神障害者保健福祉手帳を所持する方
(4)特別支援学校に通学している方
(5)他の事業でタクシ-券の交付を受けていない方
- 交付枚数**：いずれかを選択
①タクシ-券48枚（1枚あたり600円）
②給油券24枚（1枚1ℓ相当額）
※18歳以上で、身体障害者手帳（下肢、体幹、移動、視覚障害の4級）または精神障害者保健福祉手帳（3級）を所持する方は①のみ申請ができます。
- 提出書類**：申請書
- 持ち物**：本人確認書類
- 提出期限**：3/17(金)必着※申請は随時は受け付けますが、交付枚数は申込月に応じて減少します。
- 問・提出先**：保健福祉課福祉係☎0234-42-0146

楯山公園桜まつり
クリーン作戦&前売り券販売

桜の開花に先立ち、公園内の清掃にご協力ください。
また、お得な「鯉あぶり・豚あぶり」の前売り券も好評販売中です。詳しくは町観光協会HPなどをご確認ください。

- 日時**：4/2(日) 6:30～1時間程度
- 場所**：楯山公園
- 内容**：公園内のゴミ、落ち葉拾い（軍手は各自ご持参ください）
- 問合せ**：町観光協会（商工観光課観光物産係内）☎0234-42-2922

入学・就職・転職のシーズンです

異動の届出はお済みですか？

住所や加入する健康保険に異動があるときは届出が必要です。（進学などで親元を離れる場合も同様です）

【共通して必要なもの】

- ①窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証など）②異動する方のマイナンバーカード

| 届出 | 届出する時期 | 届出に必要なもの（★は必ず、△はお持ちの方のみ） |
|---|------------------|---|
| 転入届 庄内町に引っ越したとき | 転入した日から14日以内 | △前住所地の自治体が発行した転出証明書 △住民基本台帳カード |
| 転出届 他自治体に引っ越すとき | 転出予定日のおおむね14日前から | △国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証等△各種医療証（子、親、身等）△印鑑登録証 △住民基本台帳カード |
| 転居届 町内で引っ越すとき | 転居した日から14日以内 | △国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証等△各種医療証（子、親、身等）△住民基本台帳カード |
| 国民健康保険(国民年金)資格取得喪失届 加入する健康保険に変更があるとき | 変更があった日から14日以内 | 【社会保険などへ加入された場合】 ★新しい保険証★国民健康保険被保険者証△子育て支援医療証△重度心身障がい(児)者医療証 【国民健康保険へ加入される場合】 ★健康保険、厚生年金保険被保険者資格等喪失連絡票等△年金手帳△各種医療証(子、親、身等) |

※異動する方と同一世帯以外の方が届出を行う場合は、委任状が必要です。

■**問・手続き**：税務町民課町民係☎0234-42-0133 立川総合支所総合支所係☎0234-56-3389

窓口業務の受付時間を延長します（立川総合支所では実施しません）

- 実施期間・延長時間**：3/30(木)～4/5(水) 受付19:00まで（土日を除く）
- 取扱業務**：①転入・転出・転居届の受付②住民票の写し、戸籍謄抄本、税証明書などの交付③印鑑登録、印鑑登録証明書の交付④国民健康保険、国民年金の取得・喪失の受付⑤**予約制**マイナンバーカードの交付申請・受取、更新（電子証明書の更新含む）
※窓口の混雑などにより、長時間お待たせする場合がありますので、早めの来庁をお願いします。

■**問・実施窓口**：税務町民課町民係☎0234-42-0133

【マイナンバー関係の窓口について】

完全予約制です。希望日の3日前まで町公式LINE（右二次元コード）から予約してください。



窓口に行かなくても！

転出届をオンラインで提出できます マイナポータル「ぴったりサービス」

- 準備する物**：電子証明書が有効なマイナンバーカード
- 申請の範囲**：①申請者本人 ②申請者を含む同一世帯分 ③申請者を含まない同一世帯の方（マイナンバーカード所有者に限る）

※国外へ転出する場合はオンライン手続きはできません。

※転入（転居）届提出のための来庁予約をするもので、転入届、転居届に関する手続きは、来庁が必要です。

■**問合せ**：企画情報課デジタル推進係☎0234-42-0156



▲マイナポータルサイト

新型コロナウイルスの影響により中止や延期になる場合があります。各種事業の参加にあたっては十分な配慮をしていただくとともに、事前に主催者に可否の確認をしてください。

庄内町からのお知らせ

障がいのある方に対する軽自動車税(種別割)の免除

障がいのある方が所有する軽自動車で、一定の要件に該当する場合は、申請により軽自動車税(種別割)の免除を受けることができます。

●対象：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれかの交付を受けている方で、特定の区分・級に該当する方

※詳しい障がいの区分、級別等は問合せください。

●車検証の名義人：

対象者本人名義の軽自動車(18歳未満の場合は、同居し生計を同じくする方の名義でも可)

●受付：3/22(水)～5/1(月)
※5/2(火)以降受付の場合は減免できません。

●申請場所：税務町民課住民税係、立川総合支所総合支所係

●持ち物：検査証、運転免許証(運転する方)、障害者手帳、軽自動車税(種別割)納税通知(4/14(金)頃発送予定)、マイナンバーカードまたは通知カード

■問合せ：税務町民課住民税係 ☎0234-42-0144

年間行事予定表の広報紙掲載は終了します

広報しようないに掲載していた年間行事予定表について、今年度より掲載を終了します。紙で必要な方は町HPから印刷、または問合せ先にありますのでご連絡ください。

※各自治会には集落公民館分として自治会長宛てに届けています。

■問合せ：企画情報課情報発信係 ☎0234-42-0157



▲町HP

民生委員・児童委員のお知らせ

令和5年1月23日付けで新たに委嘱された民生委員・児童委員をお知らせします。任期は令和7年11月30日までです。 ※敬称略

| 氏名 | 担当地区 |
|------|------|
| 齋藤正典 | 東一番町 |
| 兼古 茂 | |

■問合せ：保健福祉課福祉係 ☎0234-42-0146

健康ライフ応援事業で特典を受けられるのは3月31日(金)までです!

スタンプが貯まった方は、期限までに褒賞品を申込みいただくか、無料券または割引券としてご使用ください。

■問合せ：保健福祉課福祉係 ☎0234-42-0146

求人情報

★詳細な問合せは、各事業所へ直接お願いします。
★企業等からの求人情報への掲載依頼は、商工観光課商工労働係まで(☎0234-42-0138)

| 事業所名(住所・電話) | 職種・求人数・求人番号 | 就業場所 | 勤務時間 | 賃金 | 面接 |
|--|--|--------|--------------------|---------------------------|----|
| yao8(株sato) 庄内町宮會根字宮の前123番地 ☎080-8017-9993 | 生活支援員/正社員2人 必要な経験等 ※あれば尚可 ・障害福祉施設での就労経験 ・野菜の知識のある方 06030-634231 | 事業所所在地 | 8:00 ～ 17:00 | 178,300円 ～ 202,800円 | 随時 |

各種団体からのお知らせ

亀ノ尾の里資料館 第101回企画展 「亀治のひな人形展」

鵜渡川原人形をはじめ約1500体の土人形をロビーに展示し、みなさんをお出迎えています。

●日時：4/9(日)まで 9:00～16:30
※最終入館16時まで
※3/16(木)は13時開館

●入館料：無料

■問合せ：和合の里を創る会事務局(余目第四まちづくりセンター「和合館」内) ☎0234-44-2162

協会けんぽの保険料率が変わります!

健康保険料率が、令和5年3月分(4月納付分)より9.99%から9.98%に、介護保険料率は1.64%から1.82%に改定します。

■問合せ：全国健康保険協会山形支部企画総務グループ ☎023-629-7226

前田野目農村運動公園「ひだまり」新年度予約受付

グラウンドゴルフ場の予約を受け付けます。

●オープン日：4/13(木)
●受付開始日：3/27(月) 8:30～
※令和5年11月30日(木)まで予約が可能です。

●予約方法：団体名、予約者氏名、連絡先、占用利用コース数、利用時間をお伝えください。

| 日付 | 連絡先 |
|-----------|--|
| 4/12(水)まで | 余目第四まちづくりセンター |
| 4/13(木)以降 | 余目第四まちづくりセンター 前田野目農村運動公園管理事務所 ☎0234-44-4010 |

■問・予約先：和合の里を創る会事務局(余目第四まちづくりセンター「和合館」内) ☎0234-44-2162

まちなか温泉食堂運営業務の委託事業者募集

通年で食堂業務を担ってくれる事業者を募集します。

※詳しくは問合せください。

●応募期限：3/22(水)
■問合せ：ギャラリー温泉町湯 ☎0234-43-2222

庄内町郷土史研究会総会・一般公開記念講演

記念講演終了後、総会を行います。

●日時：3/23(木) 13:30～14:50

●場所：余目第二まちづくりセンター
●講演内容：内発的まちづくり・むらづくりとしての歴史と文化

●講師：東北公益文科大学 教授 温井亨氏

●参加費：無料
●新規入会料：年会費2,500円
■問合せ：庄内町郷土史研究会会長 志田重一 ☎0234-42-3205

ヨガサークル「スマイルハート」お試し体験

ヨガ&ピラティスで、心と体をリラックスさせましょう。

●日時：①4/6(木)②4/20(木) 19:30～20:30

●場所：余目第一まちづくりセンター

●講師：熊谷智佳子氏(酒田市)

●参加費：1回1,000円

■問・申込み：スマイルハート 代表 工藤 ☎090-7666-3436

広報しようない有料広告 募集中!

- 広告の枠数：1Pにつき4枠
1号につき上限24枠
- 広告の規格：1枠 縦45mm×横86mm
- 掲載料：町内の方は1枠につき5,000円
町外の方は1枠につき10,000円
- 問・申込み：掲載希望広報発行日の2カ月前まで、申込書に広告の原稿を添えて、企画情報課情報発信係 ☎0234-42-0157へ



葬祭セミナー& 会場見学相談会 4月9日(日) 10:00～13:00

- ◆フラワーアレンジメント体験 10:50～11:30 ※参加料500円【要予約】
- ◆葬祭セミナー 10:15～10:45
- ◆花鉢即売会 ※1鉢100円
- ◆ラーメン試食会 ※無料
- ◆オリジナルスイーツとお飲み物をご用意してお待ちしております。
- ◆イベントご来場のうえ、アークベル会員にご入会いただいた方に焼菓子のプレゼントがございます。



セレモニーホール庄内 庄内町余目字土堤下37番地1
お問合せ ☎0120-247633

住居や建物に侵入すみつく、獣類に注意

安全、安心、清潔で快適な環境を!!

タヌキ

ネズミ

ハクビシン

特にハクビシン・タヌキやネズミ等 鳥類・獣類の被害例
足音やなき声・糞尿害・食害 建物の害・動物由来感染症等

当社は 生息調査、捕獲、侵入対策工事、糞尿処理及び清掃、殺菌殺虫、消臭等もおこなっています。

STOP

しるあり防除
おとり、駆除等の環境対策
ハチや不快虫防除
駆除調査・駆除対策
鳥獣害調査、対策等

■食品工場、店舗、ビル、住宅等どんな場所でもお気軽にご相談下さい。

おにも関係する法律
●鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護法)
●特定外来生物による生態系に係る被害防止に関する法律(外来生物法)
●動物の愛護及び管理に関する法律(動物愛護管理法)
※法律によって捕獲できない生物もいます。
狩猟免許等を持った専門スタッフが対応致します。

公益社団法人 日本ベストコントロール協会会員
公益社団法人 日本しろあり対策協会会員
IPM Integrated Pest Management (総合的害虫駆除管理)

本社：〒998-0105 酒田市広野新田字川端割70-2
Tel.0234-92-2400 Fax.0234-92-2338
鶴岡営業所：〒999-7621 鶴岡市長沼字上新田134-5
Tel.0235-64-1888 Fax.0235-64-1887
庄内営業所：〒999-6606 庄内町清川字下川原289-24
Tel.0234-57-2772 Fax.0234-25-0136

有限会社 サプラス・サニー・消毒
サプラス(検索)

どこの業者に頼んだらいいかわからない...

他の工務店・ハウスメーカーで建築された方 大歓迎です!

住まいに関するお悩み・ご相談喜んで承ります

住宅・車庫の新築、修繕、外構工事等 庄内町の補助金利用できます!

まずはお気軽にお電話ください。

有限会社 長谷部建築 庄内町古岡
☎42-1090
https://haseken-shonai.jp

有料広告